

富山市SDGs推進認定事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市SDGs推進認定事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、富山市SDGs未来都市計画に掲げるSDGsの推進が見込める事業（以下「SDGs推進事業」という。）であって、次の各号に掲げる要件を満たす事業をSDGs推進事業として認定し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、市又は市から出資や補助金を受けている団体から財政的支援を受ける又は受ける見込みがある事業を除くものとする。

- (1) 法令に違反していないこと。
- (2) 公序良俗に反していないこと。
- (3) 企業、団体等が実施する事業であること（営利を目的とする事業を除く。）。)
- (4) 富山市SDGs推進サポーター登録を受けている者のうち、企業、団体、NPO等（個人を除く。）であること。

(対象事業、対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる事業の内容、経費及びこれに対する補助率及び限度額は、別表に定めるところによる。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書（様式第1号）に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 規則第5条第3項に規定する通知は、富山市SDGs推進認定事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(事業計画の変更等の承認申請)

第6条 規則第11条第1項の規定により事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市SDGs推進認定事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により申請しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書（様式第6号）に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更等の承認申請と実績報告の特例)

第8条 第6条に規定する者で、当初の事業計画及び収支予算の内容から軽微なものは規則第19条の規定により、規則第11条第1項に規定する変更の承認または交付の申請と、規則第12条に規定する実績報告を併合し富山市SDGs推進認定事業補助金変更交付申請書兼実績報告書(様式第9号)により行うものとする。

(額の確定通知)

第9条 規則第13条に規定する通知は、富山市SDGs推進認定事業補助金額確定通知書(様式第10号)により行うものとする。

(細則)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名	事業の内容	対象経費	補助率及び限度額
イベント等開催事業	<p>本市のSDGsの普及展開を広く図ることを目的として、実施する次の事業</p> <p>1 市内で開催されるイベント(行事、催事)の主催</p> <p>2 SDGs普及啓発用のツールの作成</p>	<p>1 旅費</p> <p>2 謝礼</p> <p>3 会場費</p> <p>4 印刷製本費</p> <p>5 ツール制作費</p> <p>6 事務費</p>	<p>補助率は、原則として対象経費の50パーセント以内とし、1事業当たりの補助金の限度額は10万円とする。ただし、市長が特別の理由があると認められた場合の補助率は、定額とする(1申請者が年度内に申請できる件数は1事業とする。)</p>